

## 天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】

### 【天竜川流砂系総合土砂管理計画の 策定に向けた枠組み及び進め方】

天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】規約(案)

(名称)

第一条 本会は「天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会【下流部会】」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第二条 本委員会は、天竜川流砂系について、今後の具体的かつ総合的な土砂管理の推進をめざすことを目的とした天竜川流砂系総合土砂管理計画の策定に向け、科学的・技術的な観点から助言を得ることを目的として開催し、浜松河川国道事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(組織等)

第三条 委員は別紙のとおりとし、事務所長が委嘱する。  
2 委員の任期は前条の目的が達成されるまでの間とする。  
3 委員会には委員長を別紙のとおり置くこととし、委員長は委員会議事の進行と総括を担うものとする。  
4 委員会には事務局を浜松河川国道事務所(以下「事務所」という。)に置くこととし、事務局は委員会の事務を担うものとする。  
5 委員以外の専門家を委員会へ招聘する必要がある場合は、事務所長が委員長の確認を得て行うものとする。  
6 天竜川流砂系協議会(平成28年2月29日設置「会長 中部地方整備局河川部長」)の構成委員は本委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(会議)

第四条 委員会の開催は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を事務所のホームページで公表する。  
2 議事要旨は、事務局が委員長の確認を得て公表する。

(雑則)

第五条 本規約の改正は、委員会に諮り行う。  
2 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員の意見を聴いて定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

別紙

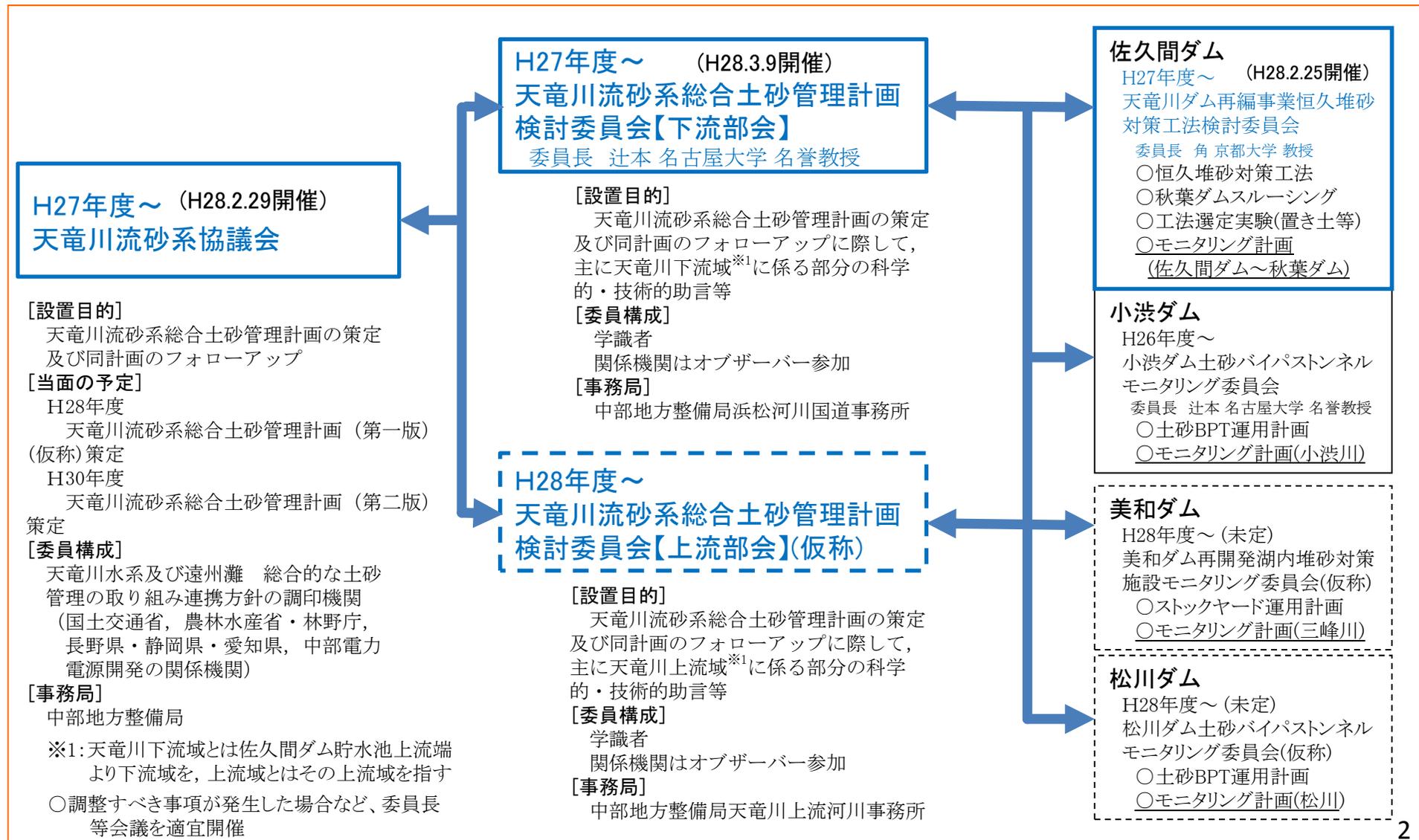
委員名簿  
(規約第三条第1項関係)

氏名	所属等	専門	備考
青木 伸一	大阪大学大学院 教授	海岸	
萱場 祐一	国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グループ 上席研究員	河川環境	
櫻井 寿之	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ 主任研究員	ダム	
角 哲也	京都大学 教授	ダム	
谷田 一三	大阪市立自然史博物館 館長	河川生態	
辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川	委員長
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院 教授	河川	
服部 敦	国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川研究室長	河川	

注) 敬称略、五十音順

## (2)天竜川流砂系総合土砂管理計画の策定に向けて

- ◆ 天竜川流砂系総合土砂管理計画策定に向け、天竜川流砂系協議会と天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会下流部会・上流部会を設置
- ◆ 天竜川流砂系協議会は、天竜川流砂系総合土砂管理計画の策定及び同計画のフォローアップを実施
- ◆ 天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会下流部会・上流部会は天竜川流砂系総合土砂管理計画の策定及び同計画のフォローアップに際して、科学的・技術的助言等を行う



◆ 天竜川流砂系総合土砂管理計画策定にあたっての今後の対応方針

①天竜川流砂系総合土砂管理計画の検討方針

過去の委員会等での検討成果、既定計画の記載内容をベースに、最新の状況を踏まえて計画を検討

②天竜川流砂系総合土砂管理計画におけるモニタリング計画について

「個別事業の評価を目的としたモニタリング」ではなく「流砂系全体の土砂動態等を把握するためのモニタリング」を計画

○美和ダム、小渋ダム、松川ダムの排砂対策、天竜川ダム再編事業の排砂に伴い流出する土砂を下流河道へ流下させる秋葉ダムスルーリングなどの個別事業の評価を目的としたモニタリングはそれを所管する他の委員会等の成果を参照する形で計画に反映

○流砂系全体の土砂動態等を把握するために追加すべきモニタリングについて総合土砂管理計画に位置付ける

◆ 天竜川流砂系総合土砂管理計画に記載する土砂管理対策と河川整備計画等の各種事業計画との関係

土砂管理対策と各種事業計画との関係

- ・総合土砂管理計画は、法定計画ではなく、あくまで任意計画
- ・各種事業に基づく工事は、それぞれの事業計画に基づき実施
- ・各種事業に基づく工事の内、各領域で土砂動態改善に寄与する工事について総合土砂管理計画に集約して記載
- ・総合的な土砂管理の検討において、各領域で課題解決に向けて必要と判断された対策の内、各事業計画に位置付けられていない対策については、各種事業主体が事業計画へ位置付けるよう努めるものとする  
(総合土砂管理計画には、各種事業計画に位置付けられている対策と位置付けられていない対策については、差別化し記載)

年度	天竜川流砂系協議会	天竜川流砂系総合土砂管理計画検討委員会	
		【下流部会】	【上流部会】
H27	第1回(2/29) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 流砂系協議会 規約(案)について</li> <li>● 流砂系協議会の進め方</li> <li>● 土砂管理に関する取り組みの現状報告</li> </ul>	第1回(3/9) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規約(案)の確認</li> <li>● 策定に向けた枠組み及び進め方</li> <li>● 検討プロセスと目次(案)</li> <li>● 既往検討を踏まえた整理と目指すべき姿(案)</li> </ul>	
H28	※委員会に適宜資料提供を行い、協力・連携 第2回(第4四半期) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合土砂管理計画(第一版)策定※1</li> </ul>	第2回(第2四半期) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂管理の目標と指標</li> <li>● 対策やモニタリングの立案にあたっての留意点</li> </ul> 第3回(第4四半期)	第1回(第3四半期) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現状と課題</li> <li>● 目指すべき姿</li> <li>● 堆砂対策の実施状況</li> </ul>
H29	第3回 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係事業及びモニタリング調査の実施状況の共有</li> </ul>	(適宜開催) <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリング調査の実施状況の確認</li> <li>● 計画へのフィードバック</li> </ul>	第2回 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土砂管理の目標と指標</li> <li>● 対策やモニタリングの立案にあたっての留意点</li> </ul>
H30	第4回 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合土砂管理計画(第二版)策定※2</li> </ul>		(適宜開催) <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリング調査の実施状況の確認</li> <li>● 計画へのフィードバック</li> </ul>
H31 ～	(適宜開催) モニタリング調査の節目や顕著なイベントが生じた場合等		

※1:「土砂管理目標と土砂管理指標」「土砂管理対策」「モニタリング計画」については下流域を主体に策定

※2:上流域を含めた流砂系全体を対象に策定

## 天竜川流砂系協議会 規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、天竜川流砂系協議会(以下「協議会」という)の設置・運営について必要事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本規約において、天竜川流砂系総合土砂管理計画(以下、「計画」という)とは、平成26年3月に締結した「天竜川水系及び遠州灘 総合的な土砂管理の取り組み連携方針」(以下、「連携方針」という)の「6. 総合的な土砂管理計画の策定に向けて」にある、今後の天竜川流砂系における具体的かつ総合的な土砂管理の推進を目指すことを目的に策定する計画をいう。

### (目的、設置及び他の委員会との連携)

第3条 協議会は、計画の策定・変更及び計画のフォローアップを行うことを目的として、国土交通省中部地方整備局河川部長(以下「河川部長」という)が設置する。

2. 計画の策定・変更及び計画のフォローアップにあたっては、別に天竜川上流河川事務所長及び浜松河川国道事務所長によって計画の策定に向け、科学的・技術的な知見から助言を得ることを目的としてそれぞれ設置される別途委員会(以下「両委員会」という)と連携し、両委員会で得られた科学的・技術的な知見を踏まえることとする。

3. 協議会の各委員は、両委員会の求めに応じ、適宜検討に必要な各種資料等を提供するなど両委員会の検討に協力する。

### (計画に定める事項)

第4条 計画には、次に挙げる事項を定めるものとする。

- 1). 流砂系の現状と課題
- 2). 流砂系で目指す姿
- 3). 土砂管理目標と土砂管理指標
- 4). 土砂管理対策
- 5). モニタリング計画

### (フォローアップすべき事項)

第5条 フォローアップは、PDCA サイクルに基づき次に挙げる事項について行うものとする。

- 1). 土砂管理対策の実施状況確認
- 2). モニタリング結果の確認
- 3). 計画の評価

### (組織等)

第6条 協議会の委員は別表に挙げる委員より構成するものとする。

2. 協議会は必要に応じて両委員会の委員を招聘することができる。

### (協議会)

第7条 協議会には、会長を置くこととし、会長は別紙のとおりとする。

2. 委員の任期は第3条の目的が達成されるまでの間とする。
3. 会長は協議会の議事を進行する。会長がやむを得ない事由により会議を欠席した場合は、河川保全管理官がこれを代行する。
3. 会議の招集・開催は河川部長が行う。
4. 委員がやむを得ない事由により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができる。

### (情報公開)

第8条 協議会は原則公開とし、協議会資料及び議事要旨を国土交通省中部地方整備局のホームページで公表する。

2. 特定の野生動植物の情報など公表が不適切な事項は、協議会で確認し公表する委員会資料から削除する。

3. 議事要旨は、各委員の確認を得て公表する。

### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課に置く。

### (規約の改正)

第10条 本規約の改正は、協議会に諮り行う。

### (雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮り定める。

### 付 則

#### (施行期日)

この規約は、平成28年2月29日から施行する。

## (6)天竜川流砂系協議会 委員名簿

別表 委員名簿(規約第6条第1項関係)

氏名	所属等	備考
勢田 昌功	国土交通省中部地方整備局河川部長	会長
木村 秀治	国土交通省中部地方整備局河川保全管理官	
加藤 史訓	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長	
中谷 洋明	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長	
可児 裕	国土交通省中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所長	
澤頭 芳博	国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所長	
菊池 由則	農林水産省関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長	
川添 峰夫	林野庁関東森林管理局天竜森林管理署長	
花村 健治	林野庁中部森林管理局南信森林管理署長	
小池 新太郎	林野庁中部森林管理局伊那谷総合治山事業所長	
新家 智裕	長野県建設部河川課長	
蒲原 潤一	長野県建設部砂防課長	
藤澤 幸男	長野県電気事業課長	
杉保 聡正	静岡県交通基盤部河川砂防局長	
中平 善伸	愛知県建設部治水防災対策監	
佐藤 正俊	中部電力株式会社発電本部土木建設部水力グループ専門部長	
和田 俊朗	電源開発株式会社中部支店長	